

## 人権は身近な問題

海蔵地区人権・同和教育推進協議会  
会長 藤岡 満

6月2日に開催されました海蔵地区人権・同和教育推進協議会総会において会長に推挙承認して頂きました東阿倉川2区の藤岡 満と申します。

私たちの海蔵地区が、住みよいまちになるように、自治会並びに各種団体の代表委員の皆様と協働して人権教育・啓発活動を推進していきたいと思っております。何卒よろしくお願いいたします。

住みよいまち作りが一番大事なことは、住民一人ひとりが、心のバリアフリー化を図ることだと私は信じています。お互いを認め合い、自分を大切にすることによって心のバリアフリーはどんどん広がっていくと思っております。そんなきっかけ作りのお手伝いをぜひ私たちにさせてください。

さて、人権とりわけ差別問題となると、「自分は差別なんかしとらん、自分には関係ない、ほっといてくれ。」多くの人々はそう思われているのではないのでしょうか。

しかし、ちょっと考えて欲しいのです。例えば、6月に世間を騒がせた国会議員と都議会議員の相次ぐ失言・ヤジについて、皆様はどのように感じられたのでしょうか。

石原環境相の「最後は金目でしょ」の発言を、皆様はどう思われたのでしょうか。

一般の人には知り得ないような背景があったにせよ放射能汚染物質という厄介なゴミの中間貯蔵施設の候補地に、国の意向に沿って涙をのんで手を挙げた大熊町、双葉町の皆様の気持ちを察すると無念でなりません。私が許せないのは問題発言そのものよりその発言を許してしまう風潮です。

石原環境相は、これまでも人権を無視した問題発言をしています、その都度かばい合っただけ許してしまう国会議員に疑問を感じています。私たちも「また石原 Jr.か、

あほな発言して」だけで済ませていないでしょうか。次につながるアクションが全く見られません。これが差別を許すことにつながっているのではないかと思います。

6月18日、東京都議会本会議における塩村都議会議員の妊娠・出産期女性への支援策質問発言中の女性蔑視ヤジ問題を皆さんはどう思われましたか。「早く結婚しろ」「産めないのか」等のヤジとそれを笑って聞き流していた議員がいたとの報道がありました。

この事件をいち早く大きく取り上げて批判したのは、実は日本ではなく海外のメディアだったのです。仮に、欧米の民主主義国で起きていたら、レッドカード・一発退場と言われても仕方がない人権侵害の発言だったからです。23日になって発言した議員がやっと名乗り出ましたが、複数のヤジが確認されているにも関わらず、結局名乗り出たのは1名だけでした。私が許せないのは石原問題と同じです。ヤジを飛ばした議員よりその場で制止しなかった議長や見て見ぬふりをしたり嘲笑した他の議員が許せないのです。ここにも人権を無視した行為や発言を許してしまう風潮が見えてきます。

二つの事例からも分かるように、わが国は差別を禁じる立派な憲法をもちながら人権問題に対する考え方が甘く、残念ながら海外の国々に後れをとっているのが現実の姿です。

確かに多くの人達は、自分は、差別はしていないと思っています。しかし、残念なことに差別する人を安易に許してしまう風潮があるのではないのでしょうか。人権は実は身近な問題です。その事に気づいて欲しいのです。

海蔵地区人権・同和教育推進協議会では、学習を通じて、気づく力を培い、「気づきから行動」へとつなげる力を身につけるためのお手伝いをさせていただきます。

## 人間らしく生きる権利 「人権」 ～日本国憲法の誕生から考える～

### はじめに

日本国憲法で、日本国民の「基本的人権」の保障についてどのように定めているかと問えば、まず97条が思い浮かぶと思います。「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」となっています。また、前文には、次の様な文言が書かれていることにもお気づきになると思います。

「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とあります。この様に、現憲法で保障されている「基本的人権」というものは、日本国憲法が初めて単に紙の上で表現したものではなく、我が国が、ポツダム宣言受諾後、現憲法を作るにあたって、人類の長い歴史の中で人間として認められず虐げられた人たちが、人間らしく生きるために立ちあがり闘って獲得した成果である「基本的人権」が、人類普遍の永久の権利であることを認め、基本的人権が尊重され、戦争をしない、民主主義国家として再出発するにあたっての旗印にしようと決心し、茲に明記したことを先ずもって確認して戴きたいと思ひます。

### 日本国憲法の「人権」条項を読み解く

人権条項は、第3章国民の権利及び義務 (RIGHTS AND DUTIES OF THE PEOPLE)の

第10条から第40条に規定されており、その条文をみると、「国民は」、「すべて国民は」、「何人も」など、「国民」または「何人」が主語になっており、仕分けすると下記の表の様になります。

表 「国民」および「何人」表記仕訳表

条	項目(簡記)	表記
11	基本的人権の享有と性質	The People
12	自由・権利の保持義務	〃
13	個人の尊重、生命・自由・平等	All of the People
14	法の下での平等	〃
15	公務員の選定罷免権(国民固有)	The People
25	生存権	〃
26	教育を受ける権利	〃
27	労働の権利・義務	〃
30	納税の義務	〃
16	請願県	Every Person
17	国及び公共団体の賠償責任	〃
18	奴隷的拘束及び苦役からの自由	No Person
20	信教の自由	〃
22	居住・移転・職業選択の自由	Every Person
31	法定手続の保障	No Person
32	裁判を受ける権利	〃
33	逮捕に対する保障	〃
34	拘留・拘禁に対する保障	〃
35	住居侵入・捜索・押収に対する	ALL Person
38	不利益供述強要、自白の証拠能	No Person
39	刑罰法規の不遡及	〃
40	刑事保障	Any Person

- ・「国民」が9カ条で「何人」が13カ条である。
- ・「国民」は、普遍的な権利項目に、「何人」は具体的な人・個人の権利項目に使い分けている。

## 憲法における「国民」規定の疑問

このように、日本国憲法には「すべて国民は何々、何々の権利を有する」など書かれた条文が多々ありますが、実は「国民」イコール「日本国民」と解釈して差し支えないかという問題点があります。

というのは、英文ではどのように表記されているかと言うと、ザ・ピープルになっているからです。ピープルという英語は、「国民」とは訳せません。「国民」は「ネーション」が正しいからです。

ちなみに、第10条(国籍条項)の条文は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」となっていますが、英文では

The conditions necessary for being a Japanese national shall be determined by law.

となっており、日本国民を、Japanese national(日本国籍保持者の意味)と表記しています。

つまり、「日本国籍保持者」は第10条で限定して、その要件は国籍法で定められていることから、第11条以下の「国民」は、「日本国籍保持者」ではなくて「日本に住む人々・集合体」(人民)についての規定になっていると解釈するのが望ましいのではないのでしょうか。

第11条 国民は、全ての基本的人権の享有を妨げられない。

この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことができない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

The people shall not be prevented from enjoying any of the fundamental human rights.

These fundamental human rights guaranteed to the people of this and future generations as eternal and inviolate rights.

例えば、第11条では、「国民」を「The People」と書かれていることから「日本の国籍保持者」ではなく「その国に住んでいる人々」の意味になります。

このように、日本国憲法の条文を解釈すれば、我が国に住む人は、国籍の如何に関わらず等しく基本的人権が永久に保障されて、侵害されることはないということになり、世界人権宣言や国際人権規約の解釈・運用にも合致することになるのではないのでしょうか。

日本国憲法は、1946年1月7日、米国の国務・陸・海軍三省調整委員会[SWNCC]が承認した日本の憲法改正に関する米国政府の指針を示した「SWNCC228」という文書によりGHQと日本政府の間で草案作りが進められました。(国立国会図書館監修のHP「日本国憲法の誕生」でその経緯に関わる資料を誰でも無料で見ることが出来ます。)

それによると、GHQの草案の段階では、「All natural persons are equal before The law.」(日本政府訳：一切ノ自然人ハ法律上平等ナリ)となっています。草案の段階では「国籍を持つ人」ではなく「自然人」(普遍的に捉えた人)という発想であり、草案16条は「外国人ハ平等ニ法律ノ保護ヲ受クル権利ヲ有ス」となっていました。この「法の下での平等」については、GHQと日本政府の間でかなりの駆け引きや、せめぎあいがあったことを先述の資料で確かめることができます。

GHQの考えの中には、憲法によって保障される様々な自由、権利は、日本に在住する外国人も含めるという考え方が基本にあったのに対し、日本政府としては、明治憲法の「臣民」思想が抜けきらず、あくまで日本国籍を持った「国民」に限定したいとする意向が強く働いたものと考えられます。(次号につづく)

## お知らせ

### 2014年度基本日程

- 6月 2日(月) 2014年度総会  
第1回委員研修会
- 7月 18日(金) 地区懇談会(野田・清水)
- 8月 8日(金) 地区懇談会(末永・本郷)
- 9月 19日(金) 地区懇談会(西阿倉川)
- 10月 4日(土) 第23回人権を考える集い
- 11月 28日(金) 第2回委員研修会

※地区懇談会は、2014年度から3ブロック  
づつ隔年度開催とさせていただきます。

「同推くん」発行予定

5月1日、8月1日、11月1日、  
15年2月1日

<講座案内>

よっかいち人権大学

あすてっぶ 2014 事前申込制  
※公開講座は、受講生以外の人も参加できます。

- 6月 14日(土) 公開講座 開講式
- 7月 12日(土) あすてっぶ修了生企画
- 7月 26日(土) 公開講座
- 8月 23日(土) 公開講座
- 9月 6日(土) 講座
- 9月 27日(土) 講座
- 10月 25日(土) 講座フィールドワーク
- 12月 7日(日) 公開講座 終了式
- 10月 25日、12月 7日以外は  
13:30-15:30の開催です。

主催 四日市市人権センター

## 「人権」という語

人権という日本語は、明治初期に日本が近代西洋社会と本格的に出会った際に、ドロアード オム(仏語)とかヒューマンライツ(英語)といった西洋語の翻訳語として法学語彙に加えられたものですが、当初は民法の分野で使い始めたので、「債権」といわれるものを指していたようでした。

19世紀末までの日本社会には、人が人であるがゆえに、一定の権利をもつという思想は、少なくとも一般的には存在しなかった。

明治3(1870)年、新政府は太政官に制度局を置き、そこで民法編纂のための会議を開催したときに、箕作麟祥博士が「民権」と訳したところ、わが国には、古来人民に権利があるなどということは夢にも思わなかったことで、「民に権があるとは何事だ」という議論が直ちに起こり、箕作博士が口を極めてこれを弁明されたが、議論がますます沸騰して容易に治まらなかった。そこで江藤会長が「活かさず殺さず姑く之を置け他日必ず之を活用するの時あらん」と仲裁の発言をして、辛うじて会議を通過したというエピソードが残っている。(法窓夜話)